明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産二八）　一
〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府七一～七五）　五
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同七六～八六）　七
○総合特別区域計画の変更を認定した件（同八七～九四）　八
○総合特別区域計画の認定を取り消した件（同九五）　九
○総合特別区域の指定を解除した件（同九六）　九
○漁業センサス規則第五条第二項第一号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件の一部を改正する件（農林水産九二〇）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
総合特別区域基本方針の一部変更について（内閣府）　四
国家戦略特別区域法第二十七条の五の規定に基づく法人の指定について（同）　一
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（同）　一
登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一
登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一
登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一
登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一
登録船舶職員養成事務の休廃止に関する公示（同）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
公文書等の管理に関する国立大学法人富山大学、弁理士登録、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一
会社その他
会社決算公告　一

省令

○農林水産省令第二十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、漁業センサス規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

漁業センサス規則の一部を改正する省令

漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　（略） 2　この省令で「海面漁業」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む漁業をいう。 3・4　（略） （削る。）	（定義） **第二条**　（略） 2　この省令で「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む漁業をいう。 3・4　（略） 5　この省令で「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであつて、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理（以下「漁業管理」という。）を行つているものをいう。
（漁業センサスの種類） **第三条**　（略） 2　海面漁業調査は、漁業経営体調査及び海面漁業地域調査とする。 3　内水面漁業調査は、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査とする。 4　流通加工調査は、魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査とする。	（漁業センサスの種類） **第三条**　（略） 2　海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査とする。 （新設）
（調査の範囲） **第五条**　海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六条第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内に	（新設） （調査の範囲） **第五条**　海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六条第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内に